

# 意見書

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成20年2月21日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成20年3月12日

主任審理官 西本 修一

## 記

### 第1 意見

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

#### 1 改正案の内容

##### (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正内容

- 一 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇に双方向無線電話を備えなければならないこととすること。（第28条の5関係）
- 二 その他規定を整備すること。

###### イ 施行期日等

- 一 平成20年7月1日から施行すること。
- 二 所要の経過措置を設けること。

##### (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正内容

船舶安全法第2条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーの条件を定める。（第48条関係）

###### イ 施行期日等

- 一 平成20年7月1日から施行する。
- 二 所要の経過措置を設けること。

#### 2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、船舶用レーダーの性能基準及び船舶に積載された高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化に係る規定の整備を行うものであるが、いずれも海上無線通信における国際約束の変更に合わせて国内における制度の整備を行うものである。

船舶用レーダーの性能基準については、平成 16 年 12 月に開催された国際海事機関(以下、「IMO」と言う。)の海上安全委員会において、船舶用レーダーの性能基準を改正する決議が採択され、平成 20 年 7 月 1 日以降、船舶にレーダーを設置又は換装する場合に適用されることとなったため、無線設備規則の一部を改正するものである。

また、船舶に積載された高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化については、平成 18 年 12 月の IMO の海上安全委員会において、船舶に積載された高速救助艇の艀装品の一つとして、防水性があり、かつ、ハンズフリーで利用できる国際 VHF 帯の周波数を使用した無線設備の機器の搭載が義務付けられたため、電波法施行規則の一部改正を行うものである。なお、本件により搭載が義務付けられる無線設備の機器についても、平成 20 年 7 月 1 日以降に建造された船舶に高速救助艇を積載する場合及び同年 6 月 30 日以前に建造された船舶に積載された高速救助艇を換装する場合となっている。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人全国船舶無線工事協会	賛 成	
水洋会	賛 成	要望あり

## 第3 理由

本件は、船舶用レーダーの性能基準の改正及び船舶に積載された高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化のため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正するものである。

### 1 船舶用レーダーの性能基準の改正

我が国では、船舶の航行の安全を確保するため、船舶安全法第 2 条に基づき、一定の船舶に対して船舶用レーダーの搭載が義務付けられているとともに、電波法に基づく無線設備規則においてその技術的条件が定められている。平成 16 年に開催された IMO の第 79 回海上安全委員会で、船舶用レーダーの探知性能等を向上させ船舶の航行安全を一層確保するため、当該レーダーの性能基準を改正する決議を採択し、平成 20 年 7 月 1 日以降船舶にレーダーを設置及び換装する場合に適用することとされた。今回の改正は、これに伴う関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線設備規則の改正案では、船舶安全法第 2 条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を改正しているが、これは IMO の決議に従ったものであり、改正内容は適当と認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された、型式検定の実施に当たっての要望については、総務省から、関係規定の整備について、意見を踏まえ進めていく旨の回答があり、利害関係者から了解が得られた。

### 2 船舶に積載された高速救助艇への無線設備の機器の搭載義務化

平成 18 年に開催された IMO の第 82 回海上安全委員会で、船舶に積載された高速救助

艇の艤装品の一つに、防水性があり、かつ、ハンズフリーで使用できる国際 VHF 帯の周波数を具備した無線設備の機器の搭載を義務付ける決議が採択された。当該機器は平成 20 年 7 月 1 日以降に建造された船舶に高速救助艇を積載する場合及び同年 6 月 30 日以前に建造された船舶に積載された高速救助艇を換装する場合に当該救助艇への搭載が義務付けられる。今回の改正は、これに伴う関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

電波法施行規則の改正案では、義務無線局のある船舶に積載する高速救助艇に手で保持しなくても送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならないこととするとともに、所要の経過措置を設けている。これらは IMO の決議に従ったものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、船舶の航行安全の向上に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

## 別 紙

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ 水洋会</p> <ul style="list-style-type: none"><li>レーダーに係る無線設備規則の改正に伴い型式検定の取得を必要とする機種が多機種あるため、試験の実施に関しては、格別のご配慮を要望する。</li></ul>	<p>関係規定の整備については、ご意見を踏まえ鋭意進めて参りたい。</p>